

Ver 3.1

高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度に基づく 温室効果ガス吸収プロジェクト計画書

プロジェクト名	高知県土佐町「朝日・輝く森」間伐推進プロジェクト
プロジェクト 代表事業者名	高知県土佐町長 西村 卓士 印

提出日 2011 年 10 月 11 日(Ver.3.0)

受理日 2011 年 10 月 14 日(Ver.3.0)

提出日 2011 年 11 月 14 日(Ver.3.1)

最終版提出日 2011 年 11 月 29 日(Ver.3.1)

A: 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	高知県土佐町(コウチケントサチョウ)		
住所	〒781-3492 高知県土佐郡土佐町土居194番地		
代表者氏名	土佐町長 西村 卓士	担当者氏名	川田 書加
担当者所属	土佐町産業振興課	担当者役職	主幹
担当者 E-mail	kawada-fumika@town.tosa.kochi.jp	担当者電話番号	0887-82-0400
プロジェクトでの役割	プロジェクト申請、モニタリング報告、クレジット取得、QAQC 体制の整備等		
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	土佐町森林組合(トサチョウシンリンクミアイ)		
住所	〒781-3401 高知県土佐郡土佐町土居26-1		
代表者氏名	代表理事組合長 永野 敏明	担当者氏名	筒井 正徳
担当者所属	森林整備課	担当者役職	課長代理
担当者 E-mail	sinrin_tosa0140@dolphin.ocn.ne.jp	担当者電話番号	0887-82-0140
プロジェクトでの役割	森林施業(間伐)、モニタリング、教育訓練の実施		
プロジェクト参加者 ※3,4			
事業者名(フリガナ)	(株)朝日技研(カブシキガイシャ アサヒギケン)		
住所	〒781-3401 高知県土佐郡土佐町土居1075		
代表者氏名	山崎 祥志郎	担当者氏名	山崎 祥志郎
担当者所属	—	担当者役職	代表取締役
担当者 E-mail	asahigiken@shirt.ocn.ne.jp	担当者電話番号	0887-82-0717
プロジェクトでの役割	協働の森パートナーズ企業(協賛金の提供)		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	高知県土佐町(コウチケントサチョウ)		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6	未取得		
ダブルカウントの防止の措置※7			
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: <u>土佐町</u>		

ダブルカウントの 防止措置内容	以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】 ☒ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。 ☐ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています 類似制度名: _____ ☐ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後取得しません。 ☐ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 ☐ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 <u>備考:高知県では、平成 19 年度より、「高知県 CO2 吸収認証制度」を創設している。この制度は、企業のCSR活動の一環として、高知県内の森林整備にかかる費用の一部を協賛金として負担していただき、条件に適合した箇所について、高知県 CO2 吸収証書を発行するものである。</u> <u>土佐町では、平成 22 年 6 月 21 日に、株式会社朝日技研と朝日協力企業会、高知県との四者による協働の森づくり事業「朝日・輝く森パートナーズ協定」を締結しており、この制度の対象となるが、誓約書のとおりダブルカウント防止について書面で提出していただいている。</u> 【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】 ☐ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ☒ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。
----------------------------	--

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☐ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

☐ ホームページ

ホームページ URL: _____

☐ 出版物(環境報告書/定期刊行物)

☐ その他 具体的に: _____

☒ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☒ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

☐ その他

具体的に: _____

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス吸収活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。
- ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5:オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6:オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7:オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

B:プロジェクト活動の概要①	
	項目
B.1 プロジェクト活動	B.1.1 プロジェクトの目的及び内容 【目的】 本事業では、土佐町内の森林の整備を加速化させることで、二酸化炭素(CO₂)の吸収量を増大させること、また、森林整備による CO₂ 吸収量について、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)を取得・販売し、その追加的資金を活用して森林整備(間伐・作業道整備)を更に進めることを目的とする。 また、計画的な森林整備によって林業従事者の就労の場を確保し、雇用の安定化と担い手の育成・確保など、林業再生を図る目的も持ち合わせている。 【内容】 本事業は、高知県土佐町に位置する土佐町有林を活用したプロジェクトである。 このプロジェクトでは、町有林のうち間伐の必要なスギ、ヒノキの人工林 14.24ha をプロジェクト対象地とし、森林施業計画に基づいて間伐施業を実施する。 なお、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度に取り組むことで、追加的資金が得られ、町の財政負担を軽減しつつ、森林整備の推進を図ることが可能となる。さらに、森林の公益性を高めるとともに、温暖化対策としての CO₂ 吸収源対策の推進や生物多様性の増大が期待される。 また、森林整備が加速し、森林資源の循環が図れることで安定的な雇用の創出や、山村地域での人口減の抑制、新規定着など、山村地域の産業振興が推進される効果が期待される。更に、当プロジェクト実施により林業が採算の取れる産業として位置付けられ、町内の民有林における森林整備のモデルとなることも期待される。
	B.1.2 プロジェクト実施前の状況 (1) 背景 土佐町の総面積は、21,211ha あり、このうち森林面積が 18,607ha と 87% を森林が占めている。また、民有林の面積は 15,564ha で 83% にあたる。この民有林のうち、82% が人工林であり森林資源の豊富な町である。 しかしながら、森林・林業・木材産業を取り巻く環境は極めて厳しいものがあり、木材価格の低迷や森林所有者の森林整備に対する意欲の減退、林業の担い手の減少などにより森林整備の遅れが問題となっている。 (2) プロジェクト地の概要 本プロジェクト対象地は、吾川郡いの町(旧吾北村)と境界を接する土佐町瀬戸に位置

する町有林で、プロジェクト対象地の森林状況は次のとおりである。

プロジェクト対象地の森林状況

※林齢は森林施業計画認定時

樹種	林齢	間伐面積	間伐実施時期	ゾーニング区分	備考
スギ	48 年生	3.39ha	2007	水土(保全)	
スギ・ヒノキ 混交林	48 年生	1.79ha	2008	水土(保全・活用)	
スギ・ヒノキ 混交林	48 年生	1.47ha	2009	水土(活用)	
ヒノキ	48 年生	4.29ha	2010	水土(活用)	
ヒノキ	48 年生	3.30ha	2011	水土(活用)	
合計		14.24ha	—	—	

(3) 「協働の森づくり事業」の推進

土佐町では、企業、県の協力により「協働の森パートナーズ協定」を締結し、よりよい環境づくりのため、「とらっくの森」、「朝日・輝く森」、「土佐町風の森」、「コープ自然派の森」など企業からの協賛を得て、町有林等を対象とした森林の再生のための森林整備や地域住民との交流事業を企業と手を携えて取り組んでいる(図1)。

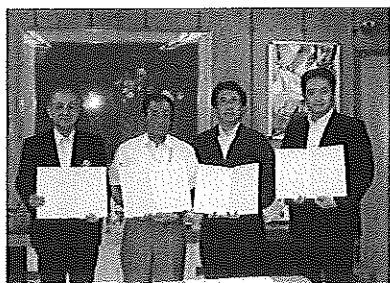


図1 協働の森パートナーズ協定

B.1.3 排出削減・吸収の達成手段

【間伐実施間隔】

プロジェクト対象地における林相は、スギ・ヒノキ 48 年生(森林施業計画認定時)であり成熟期に達しているため、間伐間隔については、森林施業計画に基づいた森林施業の実施に関する長期の方針により実施するものとし、森林の区分等により伐期齢に達するまで約 10 年間隔で実施する。

【定量間伐か、定性間伐か】

定性間伐(単木間伐)により実施

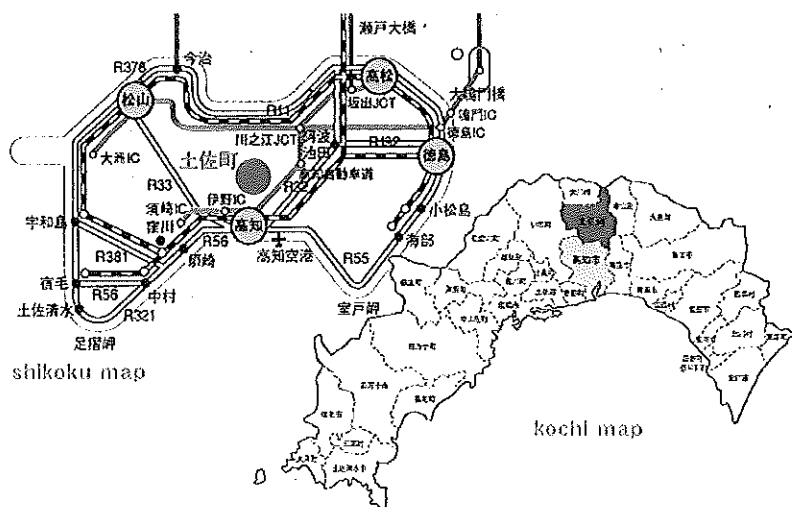
	【間伐率】 本数間伐率 30%もしくは 40%(選択制) 【ゾーニング区分】 水土保全林(活用型)は、木材生産に適した森林ゾーンとして、生産に伴う適切な作業を効率的に行い、森林の多様な機能が発揮できる森林として管理する。水土保全林(保全型)については、人工林は強度に間伐を進め針葉樹と広葉樹の混交林化を促進していく。天然林は必要に応じて手を加えることで適切に保全管理していく。 【森林施業計画の更新】 当プロジェクト対象森林については、持続的で適正な森林の管理を維持するため、プロジェクト期間終了後 10 年間の 2023 年 3 月 31 日まで森林施業計画を更新していくこととする。 【間伐材の利用】 間伐によって発生した間伐材は、作業道の有無や架線敷設の可能性、および搬出経費と市場価格から採算に見合うと判断される場合には最大限活用することとしている。また、間伐材を有効使用する観点以外にも、林業従事者の安定的な雇用確保、森林の持続性の確保につながるという利点がある。搬出される間伐材は市場に出荷され用材として利用される。																														
B.2 採用技術	プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。) <table border="1" data-bbox="371 1167 1369 1556"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GPS パスファインダープロ</td> <td>トリンブル</td> <td>5年</td> <td>2009 年 12 月</td> <td>面積測定 位置測定 測定分解能:0.1m 測定距離精度:1%</td> </tr> <tr> <td>トウルーパルス 360B</td> <td>レーサーテクノロジー</td> <td>5年</td> <td>2011 年 2 月</td> <td>樹高測定 精度:方位角±1 度 傾斜角:±0.25 度</td> </tr> <tr> <td>測量ロープ</td> <td>ミリオン</td> <td>—</td> <td>2007 年 4 月</td> <td>面積測定</td> </tr> <tr> <td>ポケットコンパス</td> <td>牛方</td> <td>—</td> <td>1999 年 5 月</td> <td>面積測定</td> </tr> <tr> <td>直径巻尺</td> <td>ハイビスカス</td> <td>—</td> <td>2011 年 3 月</td> <td>胸高直径測定</td> </tr> </tbody> </table> 耐用年数を経過した機器については、別途手順書を定め、使用前キャリブレーションを実施することで正確な測定値が確保できるように努めることとする。	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	GPS パスファインダープロ	トリンブル	5年	2009 年 12 月	面積測定 位置測定 測定分解能:0.1m 測定距離精度:1%	トウルーパルス 360B	レーサーテクノロジー	5年	2011 年 2 月	樹高測定 精度:方位角±1 度 傾斜角:±0.25 度	測量ロープ	ミリオン	—	2007 年 4 月	面積測定	ポケットコンパス	牛方	—	1999 年 5 月	面積測定	直径巻尺	ハイビスカス	—	2011 年 3 月	胸高直径測定
機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																											
GPS パスファインダープロ	トリンブル	5年	2009 年 12 月	面積測定 位置測定 測定分解能:0.1m 測定距離精度:1%																											
トウルーパルス 360B	レーサーテクノロジー	5年	2011 年 2 月	樹高測定 精度:方位角±1 度 傾斜角:±0.25 度																											
測量ロープ	ミリオン	—	2007 年 4 月	面積測定																											
ポケットコンパス	牛方	—	1999 年 5 月	面積測定																											
直径巻尺	ハイビスカス	—	2011 年 3 月	胸高直径測定																											
B.3 プロジェクト 実施場所	<table border="1" data-bbox="371 1742 1369 1951"> <tr> <td>実施事業所名</td> <td>土佐町森林組合</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>高知県土佐郡土佐町土居26-1</td> </tr> <tr> <td>森林所在地</td> <td>森林施業計画認定番号18-3(変3-22) 森林施業計画認定番号23-1 別添資料1のとおり</td> </tr> </table>	実施事業所名	土佐町森林組合	住所	高知県土佐郡土佐町土居26-1	森林所在地	森林施業計画認定番号18-3(変3-22) 森林施業計画認定番号23-1 別添資料1のとおり																								
実施事業所名	土佐町森林組合																														
住所	高知県土佐郡土佐町土居26-1																														
森林所在地	森林施業計画認定番号18-3(変3-22) 森林施業計画認定番号23-1 別添資料1のとおり																														

概要

当プロジェクトは、プロジェクト代表事業者である土佐町の所有する森林であり、森林施業計画の認定を受けている森林である。

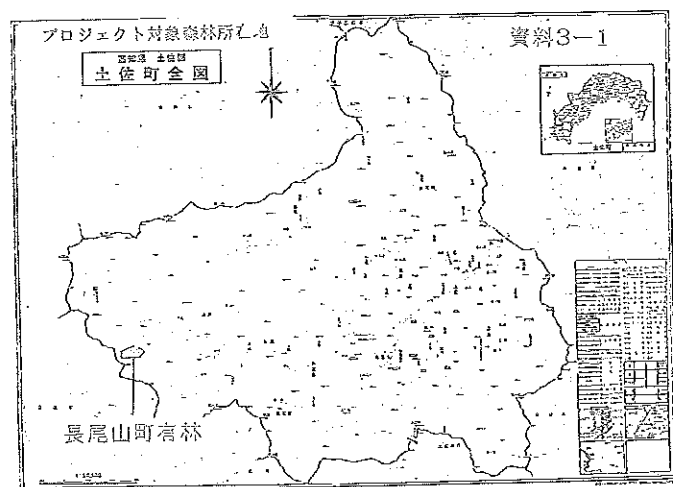
この森林施業計画の対象森林の一部にプロジェクト参加者以外の企業(株式会社駒井ハルテック)の協働の森づくり事業の対象森林がある。この企業については、高知県協働の森 CO2 吸収認証制度による、CO2 吸収証書の発行を希望しており、二重評価の防止の措置をとるためプロジェクト対象地から除外している。

【土佐町位置図】



【プロジェクト対象森林位置図】

資料3-1のとおり



B:プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間		2007 年 4 月 1 日 ~ 2013 年 3 月 31 日 (6 年 0 ヶ月)					
B.5 クレジット期間 ※1		2008 年 4 月 1 日 ~ 2013 年 3 月 31 日					
B.6 想定排出削減 ・吸収量 ※2	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	32	40	62	81	79	296
B.7 モニタリング報 告の頻度	年 1 回を予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / ☒ 検討中 / 受給しない (プロジェクト実施地の一部(2007~2009 実施分)につい ては、緑の雇用制度による間伐施業を実施している。)					
	補助事業名称	高知県造林事業費補助金					
	補助金額 (申請額含む)	0 円					
	補助対象年月日	2010. 11~2012. 3					
	補助金を受給している ことを証明する書類	なし					
B.9 他制度への申 請 ※3	申請の有無 (いずれかに○)	☒ / 無					

	制度名 (有の場合のみ)	<u>協働の森づくり事業</u> 土佐町では、平成 22 年 6 月 21 日に、株式会社朝日技研と朝日協力企業会、高知県との四者による協働の森づくり事業「朝日・輝く森パートナーズ協定」を締結しており、当プロジェクトの対象森林の事業費の一部は企業の協賛金を受けて実施されることとなっている。 また、対象地は高知県 CO2 吸収認証制度の対象となっているが、これまで吸収証書の発行申請をしておらず、今後も発行を希望することはない。 なお、土佐町では、株式会社駒井ハルテックと同事業の協定を締結しているが、この企業は吸収証書の発行を希望しているため、プロジェクトの対象森林としていない。 (提示資料3のとおり)
備考	プロジェクト遂行に影響を及ぼすリスクとして豪雨、台風等に伴う風倒、土砂崩れ、ナラタケ病、ニホンキバチ、ニホンジカなどによる病虫獣害、人為的、自然発生的山林火災が考えられる。 対処法としては、自然災害においては森林国営保険による填補、その他については自力の植栽を実施することで、災害に対するリスクに備えることとする。	

※1:クレジット期間は、2008 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日の間で設定すること。

※2:想定排出削減・吸収量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てすること。

※3:海外の VER 制度や都道府県等のCO2吸収量認証等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減・吸収量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:適用方法論		
C.1 適用方法論	方法論番号	No. <u>SS-R001 ver. 4.1</u>
	方法論名称	森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)に関する方法論
C.2 方法論の適格性基準との整合性	条 件	説 明 ※1
	C.2.1 条件1	当プロジェクト対象地はすべて森林施業計画の認定を受けていることから森林法第5条に定める森林である。
	C.2.2 条件2	当プロジェクトの森林施業計画は、国有林及び他の認証制度の対象となる箇所を含む。このため、森林施業計画単位での申請が困難であることから、間伐を実施する箇所のうちこれらの箇所を除外してプロジェクト対象地としている。なお、プロジェクト代表事業者等が所有又は管理する土地以外の土地も含め、当該森林施業計画内において、クレジット発行対象期間内に土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く)が計画されていない。 また、2007 年 4 月 1 日以降に森林施業計画等に基づき施業(間伐)されるものであり、2013 年 3 月 31 日までの計画策定がされている。
	C.2.3 条件3	森林施業計画の認定番号: <u>18-3(変 3-22)</u> 期 間:2006 年 8 月 25 日から 2011 年 8 月 24 日まで 認 定 日:2006 年 8 月 22 日 変更認定日:2011 年 3 月 3 日 森林施業計画の認定番号: <u>23-1</u> 期 間:2011 年 8 月 25 日から 2016 年 8 月 24 日まで 認 定 日:2011 年 8 月 15 日

C.3 適用する ガイドライン 等	C.3.1 ガイド ライン 等 へ の準拠	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の 説明)	
		準拠の説明	説明
		☐ 全く準拠しない	
		☒ 一部準拠しない*	以下提案内容のとおり
		☐ 全て準拠する	
		* モニタリングガイドライン(森林管理プロジェクト用)に記載されていない算定方法等 の提案を行う場合は、当該欄に提案内容を明記すること。 提案内容: プロジェクト対象森林の一部は、スギとヒノキの混交林となっ ているため、樹種の境界を特定することができない。そのため方法論 SS-R001 としている。 当プロジェクトにおける混交比率については、現存する植栽台帳の一 部となっているため算出することができない。そのため想定吸収量の 算定にあたっては、事前にそれぞれの樹種について地位級を特定す るためのモニタリングプロットを設置する。そのうえで保守性の観点か ら吸収量の低い樹種を混交林の樹種とする。	

	C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="542 398 694 492">モニタリングパラメータ</th> <th data-bbox="694 398 933 492">モニタリングパターン</th> <th data-bbox="933 398 1388 492">選択の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="542 492 694 784" rowspan="2">活動量</td> <td data-bbox="694 492 933 548">☐ 森林 GIS</td> <td data-bbox="933 492 1388 548"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="694 548 933 784">☒ 実測</td> <td data-bbox="933 548 1388 784">モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.3.0 のⅡ-5【活動量のモニタリング】パターン2のとおり実測(森林測量)に基づく方法で実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="542 784 694 1164" rowspan="2">拡大係数</td> <td data-bbox="694 784 933 840">☐ 実測</td> <td data-bbox="933 784 1388 840"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="694 840 933 1164">☒ 公表資料、学術論文等</td> <td data-bbox="933 840 1388 1164">モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver. 3.0 のⅡ-6【各係数のモニタリング】パターン2のとおり「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に基づき同ガイドラインⅡ-29 の係数を使用する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="542 1164 694 1803" rowspan="2">収穫予想表</td> <td data-bbox="694 1164 933 1265">☐ システム収穫表 (LYCS 等)</td> <td data-bbox="933 1164 1388 1265"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="694 1265 933 1803">☒ 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等</td> <td data-bbox="933 1265 1388 1803"> モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver. 3.0 のⅡ-6,7 <収穫予想表>パターン2により平成 19 年 6 月 29 日に高知県森林部から通知のあった高知県民有林収穫表(スギ・ヒノキ)(資料4)を使用する。 なお、年間成長量の算定の際は、同収穫表のデータ版を使用するため、資料4で提示した収穫表の表記内容とずれが生じる場合がある。 </td> </tr> </tbody> </table>	モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由	活動量	☐ 森林 GIS		☒ 実測	モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.3.0 のⅡ-5【活動量のモニタリング】パターン2のとおり実測(森林測量)に基づく方法で実施する。	拡大係数	☐ 実測		☒ 公表資料、学術論文等	モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver. 3.0 のⅡ-6【各係数のモニタリング】パターン2のとおり「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に基づき同ガイドラインⅡ-29 の係数を使用する。	収穫予想表	☐ システム収穫表 (LYCS 等)		☒ 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等	モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver. 3.0 のⅡ-6,7 <収穫予想表>パターン2により平成 19 年 6 月 29 日に高知県森林部から通知のあった高知県民有林収穫表(スギ・ヒノキ)(資料4)を使用する。 なお、年間成長量の算定の際は、同収穫表のデータ版を使用するため、資料4で提示した収穫表の表記内容とずれが生じる場合がある。
モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由																		
活動量	☐ 森林 GIS																			
	☒ 実測	モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.3.0 のⅡ-5【活動量のモニタリング】パターン2のとおり実測(森林測量)に基づく方法で実施する。																		
拡大係数	☐ 実測																			
	☒ 公表資料、学術論文等	モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver. 3.0 のⅡ-6【各係数のモニタリング】パターン2のとおり「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に基づき同ガイドラインⅡ-29 の係数を使用する。																		
収穫予想表	☐ システム収穫表 (LYCS 等)																			
	☒ 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等	モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver. 3.0 のⅡ-6,7 <収穫予想表>パターン2により平成 19 年 6 月 29 日に高知県森林部から通知のあった高知県民有林収穫表(スギ・ヒノキ)(資料4)を使用する。 なお、年間成長量の算定の際は、同収穫表のデータ版を使用するため、資料4で提示した収穫表の表記内容とずれが生じる場合がある。																		
C.4 プロジェクトが実施されなかった場合の状態	C.4.1 ベースラインシナリオ(BLS)の特定	(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明) 間伐促進型: 森林を適切な状態に保つために必要な間伐が2007 年度以降に実施されていない状態。																		

(ベースラインシナリオ)	(ベースラインシナリオ特定に使用したデータの信頼性・入手可能性)	
	データの信頼性・入手可能性	説明
	☐ 低い	
	☒ 低くない	
	(森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報)	
	施業計画通りに実施しない可能性	説明
	☐ 可能性がある	
	☒ 可能性がない	
	(プロジェクトの対象である森林が転用される可能性に関する情報)	
	転用の可能性	説明
☐ 可能性がある		
☒ 可能性がない		

	C.4.2BLS に 関連した温 室効果ガス 排出源・吸 収源の特定	(温室効果ガス排出源・吸収源) <table border="1"> <thead> <tr> <th>温室効果ガス排出源・吸収源</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源</td> <td>地上部バイオマス 地下部バイオマス</td> </tr> <tr> <td>上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> リーケージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。また、チェックしたリーケージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>リーケージの種類</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>☐ 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> (温室効果ガス排出源・吸収源を特定するために使用した追加的な基準) <table border="1"> <thead> <tr> <th>温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒ 使用しない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	温室効果ガス排出源・吸収源	説明	森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス 地下部バイオマス	上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	なし	リーケージの種類	説明	☐ 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	なし	☐ 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	なし	温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明	☐ 使用		☒ 使用しない	
温室効果ガス排出源・吸収源	説明																			
森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス 地下部バイオマス																			
上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	なし																			
リーケージの種類	説明																			
☐ 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	なし																			
☐ 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	なし																			
温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明																			
☐ 使用																				
☒ 使用しない																				
C.5 排出量・ 吸収量の定 量化	C.5.1 不確かなデータの 使用	(吸収量の定量化における不確かなデータの使用) <table border="1"> <thead> <tr> <th>不確かなデータの使用</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 使用する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒ 使用しない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	不確かなデータの使用	説明	☐ 使用する		☒ 使用しない													
不確かなデータの使用	説明																			
☐ 使用する																				
☒ 使用しない																				

	C.5.2 モニタリング対象とならない排出源・吸収源	(モニタリングプランを作成する上で、モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源が存在する) <table border="1"> <tr> <td>モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源</td><td>説明</td></tr> <tr> <td>☐ 存在する</td><td></td></tr> <tr> <td>☒ 存在しない</td><td></td></tr> </table>	モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明	☐ 存在する		☒ 存在しない	
モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明							
☐ 存在する								
☒ 存在しない								
C.6 モニタリングプロットの設置		(モニタリングプロットの設定方法に関する記述) 尾根筋や小流域等の自然条件に着目して、最も平均的な個所にモニタリングプロットを設定する。 1 モニタリングプロットS1を設定する森林は、樹種はスギ、面積は 3.39ha である。森林全体が概ね北西斜面であり、このエリアの中腹にモニタリングプロットを設置する。 2 モニタリングプロットS2を設定する森林は、樹種はスギとヒノキの混交林であり、面積は 3.26ha である。森林全体が概ね北斜面であり、このエリアの中腹にモニタリングプロットを設置する。 3 モニタリングプロットS3を設定する森林は、樹種はヒノキ、面積は 7.59ha ある。森林全体が概ね北斜面であり、このエリアの中腹にモニタリングプロットを設置する。 モニタリングプロット設定位置図は資料3-3のとおり						
C.7 備考		なし						

※1: 方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。

D:その他

当該プロジェクト対象地については、森林法第5条に規定された森林である。また、関連する許認可及び関係法令については保安林に該当する箇所がある。

土佐町森林施業計画 認定番号 18-3(変 3-22)

土佐町森林施業計画 認定番号 23-1

・一部が水源かん養保安林に指定されている。

プロジェクト実施地に係る許認可、届け出に係る書類については別途添付(資料1-P)

D.1 関連する許認可及び関連法令

		該当しない	該当する*
1	森林・林業基本法	☐	☒ 第9条森林所有者としての責務 ☐ その他(具体的に:)
2	森林法	☐	☒ 第5条地域森林計画 ☒ 第11条森林施業計画 ☒ その他(保安林制度)
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	☒	☐
4	種の保存法	☒	☐
5	鳥獣保護法	☒	☐
6	騒音規制法	☒	☐
7	景観法	☒	☐
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	☒	☐
9	環境影響評価法	☒	☐
10	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	☒	☐

D.2 ステークホルダー (森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント	土佐町では、当該森林施業計画については、土佐町森林組合と管理委託契約を締結することで、間伐を始めとする森林整備を進めている。今後においても引き続き、森林整備を行っていく予定としている。 なお、当該森林施業計画には、株式会社駒井ハルテックの協定森林が含まれている。この協定林については、プロジェクト対象地から除外しているものの、プロジェクト内容及び森林施業計画の遵守について充分説明したうえで、確認書の提出を受けている。 また、国有林も含まれるが、分収林契約を締結しているため、プロジェクト期間終了後 10 年間の永続性は担保されている。(資料3—E)
D.3 その他特記事項	なし。